

## 会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第2回）
開催日時	平成22年10月27日水曜日 午後6時30分から7時35分まで
開催場所	田無庁舎 3階庁議室
出席者	委員：浅川公紀、稲葉秀樹、椛島三枝子、高木保男、龍 二郎、蓮見一夫、山内 章（敬称略） 事務局：高根総務部長、清水職員課長、森谷職員課長補佐兼人事給与係長、安達職員課人事給与係主任、佐々木職員課人事給与係主任
議題	特別職の職員の報酬等について
会議資料の名称	答申（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○浅川会長：          それでは、定刻になりましたので平成22年度第2回特別職報酬等審議会を開催いたします。これから諮問の審議に入りますが、はじめに事前に配布されました会議録を確認して決定したいと思います。各委員の方で会議録の訂正とか加除等ある方がいらっしゃいましたらご指摘いただくという、ここからはじめたいと思います。          会議録については、皆さん方の承認をいただいたものとして取り扱うことよろしゅうございますね。</p> <p>○事務局：          ありがとうございます。それでは、本会議録につきましては、皆さん方のご承認があったものとさせていただきます、公開の手続きに入らせていただきます。</p> <p>○浅川会長：          もう一度配布された会議録を見ていただきますと、前回も今回も同じような形でやらせていただきましたが、委員名が入っております。会議録は会議の経過を確認するという意味ではこのほうがいいということでお名前をそれぞれつけました。これでもよろしゅうございますね。確認しておいたほうがいいと思い、会長のほうから一言お話させていただきました。余計なことを言いますと、委員会によっては、AとかBとかいうのもありますけれどこれでよろしゅうございますか。前回も同じような形でさせていただきましたので。それではこのままにしたいと思います。</p>	

それでは、いよいよ答申案の審議ということで進めてまいりたいと思います。前回の会議では、事務局側が用意した資料ですね。挙げてみますといろいろありましたが、東京都人事委員会勧告の概要とか、あるいは今回の諮問における期末手当の年間支給月数の推移とか、さらに26市の概要として市の予算とかあるいは市税といった市の財政状況等についての説明を受けました。そして資料に対して委員の皆様方から質問等をお受けいたしました。それで最後に本審議会の決定事項として、期末手当としては、年4.15月から3.95月に0.20月分引き下げるということを決定いたしました。確認ですが、皆様それでよろしゅうございますね。

(「はい。」という声あり。)

そこで今日は答申案を審議いただくことになるわけですが、答申案の原案、たたき台としては、前もお話させていただきましたけれども、会長の私にご一任をいただくということで、答申案という形でとりまとめさせていただきました。既に委員の皆様方には事務局より事前に配布していただいたと思いますが、確認ですがお手元にご覧いただけますでしょうか。それではこれを見ながら具体的な答申の審議に入っていきたいと思います。これについて、答申案ということですが、ご意見等というのはございますでしょうか。案として既にお配りしているものですが、何かご質問あるいは確認のようなものはございますか。

○龍委員：

お尋ねしたいのですが、都の勧告によって毎年こういう形で決めていきますよね。素朴な疑問なのですが、都や国と市とは規模が違いますよね。それで市の中でも20くらいあるのでしょうか。予算も違いますよね。最初の段階で基本的なところをもってくるのでいわゆるこういう形をとっているとは思いますが、規模が違うというところで、本当は給与体系ですか、規模によって例えばそのうちの何パーセントが給料にもっていくとかいう考え方はあるのですか。普通の企業ではありますよね。そのへんはこれから是正していくのかどうなのか、またこのままいってしまうのかというのが非常に疑問なのです。

○浅川会長：

素朴な疑問というところですね。

○事務局：

今のご質問なのですが、国の人事院の勧告というのは国が調査して民間企業と比較をします。東京都は東京都で50人規模以上の事業所のところについて公民較差を調査しております。市なのですが、市では人事委員会というものがないので、調査をする機関がないわけなのです。それでどこを拠り所にするかといいますと、東京都人事委員会の勧告、これが東京都内一番近い地域になりますので、その給与体系、こちらを西東京市は採用しているということです。今後につきまして、それが市の規模によって給与体系を見直すとかそういう話になりますと市の独自で人事委員会を設けるとかまたは26市でまとめて人事委員会を作るとかそういったような調査機関等が必要になってくるかと思えます。

○龍委員：

そうですね。ただ基本的にはそれは先々では必要なことではないのかなあという気がするのです。

○事務局：

そうですね。この先についてそのように市独自の給与体系を築いていくということも課題にはなるかと思えますけれども、今の段階でそういう形で給与に反映できるかというところは今のところ拠り所がないというところなのです。

○龍委員：

ただ、市民はそこを素朴にそのうちついてくるのではないかなという気はします。

○蓮見委員：

今の続きで質問なのですが、今は東京都内でもそれ程格差というのはないことはないけれども、この先西東京市だけ特別何かが起こって財政的に苦しくなったといった時に変革を強いられてこないとも限らないということもあるのですよね。そういう時には人事院勧告だけに頼るわけにもいなくなるという可能性もあるのでしょうか。ちなみに北海道の夕張みたいな、ああいうようなことに陥るといこともなきにしもあらずという、このご時世なものですから。その時には特別になるなんてことになるのかなという、これも素朴な質問ですが。

○事務局：

確信的なお答えはできないのですが、財政状況に応じて報酬とかは変更するということはありうるのかなとは思いますが。今の状況の中では昨年も報酬等審議会をしましたが、今の状況の中ではこのへんが妥当だということになりました。

○蓮見委員：

そうですね。

○高木委員：

よろしいですか。私会議の進め方でちょっと意味がわからないのですが。最初、市長が特別職の報酬等審議会に対する諮問という形でできているのです。その諮問の文章の中には一般職の人が0.2カ月引き下げた。だからについては特別職の人も引き下げる必要があるという文面になっていますよね。ここでは0.2カ月というのは出てきていないのです。そして第1回目の資料1の中で平成22年度東京都人事委員会勧告の概要1番、2番となっていて、2番の改正内容という中に確かに0.2カ月分引き下げると書いてあるのですが、普通の資料の見方からすると、これは人事院勧告に基づいて民間従業員と東京都職員との関係で職員が0.2カ月引き下げられたとこの資料は読めるわけです。そうすると案として出てきている、まあ答申案ですからこれからなのでしょうけれども、0.2カ月引き下げられる見通しであるという答申案、これはこれで別に比率をどうのこうの言うつもりはないのですが、私がちょっと疑問に思ったのは、いつ特別職の人を0.2というのをこの審議会で審議したのかが。前回は資料提出で0.2と、さっき会長が特別職は0.2引き下げるといって審議したという意見を言われましたけれど

も、私の理解としては審議をしたということをおは理解していないのですね。それで1回目の審議というのはあくまでも一般職の人が0.2カ月引き下げたという説明しかしていないように理解しているのですけれども。この数値に対して反論とかいうことではなくて、会議の進め方としていつ0.2というのを審議したかというのを教えていただきたいのですけれども。全然審議していないと思いますね。審議しないでなんでこんな答申案が出てきたのか私すごく疑問でしょうがないのですけれども。前回はおくまでも一般職0.2カ月の資料説明だったように聞いているし、この別表1というのもおくまでも一般職の0.2の改正内容として資料が文章として出てきていると思って特別職が0.2引き下げるという文章ではないと思う。どこですり変わっちゃったのか。いや別に0.2カ月云々ということではなく、ちょっと変かな、進め方が。だから別に数値をどうのこうのということではなくて、きちっと審議をした上で0.2カ月ならいいのだけど。いつどこで審議したか私不明なのですけど。

○浅川会長：

会が特別職となっている前提があったからこれで進めちゃったという。

○高木委員：

ですから、諮問の中に0.2でいいですかと諮問に入っているならまだいいのですよ。でもこの文章を見ると諮問の中に0.2カ月下げますという諮問が入っていないわけですね。そうすると0.2だろうと0.3だろうといいわけなわけですよ。0.2というのはあくまでも一般職の下げていることであって、だから0.2というのが特別職のどこで出てきて誰がこうしようと言ったのか私疑問なのです。

○浅川会長：

例えば会議録の5ページの5行目で、「ただ今事務局から具体的な説明がありました。諮問文にありますとおり、市長等、教育長および議員の期末手当については、これまで一般職と同様に人事院勧告および東京都人事委員会勧告に基づく措置を講じてきたという経緯がありますので、今年度は年間支給割合というのを年4.15月から3.95月にすなわち0.20月引き下げる必要があるとのことをございしますが」とここのところと言ったという認識があるのですが、いかがでございましょうかね。

○高木委員：

浅川会長が言ったにしても、各人からそこらへんの意見は聞いてましたっけ。

○浅川会長：

まあいただいている。

○高木委員：

それと諮問の中に0.2カ月にするという諮問の文章になっていませんよね。だからそこに最初から入っていればいいのですけれども。これで審議したということにはならんでしょ。

○浅川会長：

ここに最初から入っているというのはおかしいですね。

○高木委員：

だから0.2に下げようと市長が思って、最初から0.2でいいですかという提案が入っているならそれをイエスカノーかという審議をするというのはいいのでしょうかけれども、最初から0.2というのとは諮問の中に入っていないわけですね。だから本当を言ったら0.2というか0.3でもいいわけですね。だから会長がそうおっしゃるのはいいのだけれど、そういうふうにいるならいいのだけれど、各人の意見で皆さんが0.2でいいというのとはどなたがいつ発言したのでしょうか。

○事務局：

すみません。諮問文の中に公務員の期末手当につきましては、4.15月から3.95月に0.2月分の引き下げがなされる見通しでありますとありまして、その後一般職との均衡を考慮して、市長等、教育長および市議会の議員の期末手当につきましても同様の措置を講ずる必要があると思料しますが、意見を示されたく諮問いたしますというふうに書いてありますので。

○高木委員：

同様の措置を講ずるといっては下げる必要があるという文面にはとれるけど、0.2にしますというのを書いてないですね。こういうふうには0.2カ月引き下げられる見通しだからこういう人たちも下げなくてはいけませんよ。ついては比率を審議してください。あるいは0.2でいいですかという。これ日本語として同様の措置を講ずる必要があるが、0.2カ月引き下げるといって定義になるのですか。そういう日本語になるのですか。同様の措置を講ずる必要があるといは減額を審議しましょうという文章には取れるけど、0.2にしますという文章にはなっていないですね。なんでそこまでいっちゃうんでしょう。いや数値は別にいいんですけども。ちょっと変だなと。私皆さんがどういう意見なのか全然聞いていないような気がするんですけど。同様の措置というのは0.2という文章なのですか。それ違うでしょう。

○事務局：

諮問文につきましては先ほど事務局から説明させていただきましたけれども、今年の人勧がこのようになるので、同様の措置を講ずる必要があるというふうに書いてあります。それをそのまま読めば私は0.2月の引き下げと読みますけれども、ただ0.2月でいいのかどうかというのはこれは審議会の審議内容に入ります。それで浅川会長が前回冒頭で諮問ではこのようになっているので、要は4.15から3.95に0.2月引き下げが必要であるということですが、委員の皆様方のご意見を伺いたいと。

○高木委員：

で、意見は皆さんに聞きました。

○事務局：

ということで審議に入っていきます。

○高木委員：

で、月数について皆さんの意見を聞きましたっけ。

○事務局：

そこで意見をお聞きして、それでご質問が何点か出ておりますけれども。

○高木委員：

あのね。私思うのですけれども、一般職の0.2の説明を延々とされていて、特別職のパーセントの引き下げについて、どこから文章が変わったのか非常に第1回では分かりづらかったです。皆さんが説明していたとすると、一般職の職員が人事院勧告に基づいて法的拘束力はないのだけれども、それを議会で審議しましたっていう話はしたのですけれども、特別職について皆さんが何カ月がいいですかという会長からの提案はなかったように思うのです。0.2というのは会長は頭の中で最初からあったのかもしれないですけど、何ヶ月がよろしいですかという提案をするのが本当ですよ。そういう点は会長しましたっけ。

○浅川会長：

先ほど読んだ5ページのところから11ページまで進んでいただくと、11ページの下から10行目あたりに「はい。」という声がありますね。その前に、年4.15月から3.95月に0.20月引き下げると決定をすることにして、そしてそれに沿って答申に盛り込むということにしたいと思えますけれどもよろしゅうございますかねという発言をしたという覚えがありますけれども。

○高木委員：

私ちょっと誤解していたのかもしれませんが。人事院勧告というのが一般職についての説明があったので、それとの比率との区分が非常にわかりづらかった。ただ資料として出てきたのだけど、私としては何カ月、最初から0.2というのではなくて、皆さんに何カ月が妥当なのですか、というそれが本当はメインの審議でしょ。説明ではなくて。

○浅川会長：

そういうつもりが、先ほど言った5ページのところでそういうことを言って、質問、疑問というのはそこから出てきておりますね。それから11ページの「はい。」というところまでのそこが審議だと思っているのですがね。

○高木委員：

非常に分かりづらいです。はっきり言って。ですから私としては、前回の第1回はだいたいの基礎的な説明であって、今回について本当に確かに一般職は0.2で、資料としての流れとしては、特別職も0.2でいくしかないだろうと確かに心の中ではそういう気持ちではあるのだけれど、それはもう一回各人の意見を聞いて最終的に各人が納得していろんな意見を言った上でそういうふうになる流れなのかなあと思ったのですけれども。前回の第1回だけで、それが0.2で決まっていたとしたらちょっと残念ですね。会議になってない。皆さんの意見を各人に一人一人に聞いているとは思えなかったです。そ

れはちょっと残念です。

○浅川会長：

それは会長の審議の下手際でしょうか。

○高木委員：

もしそうだとしたらそう思います。最初から結論ありきになっちゃってる。

○浅川会長：

いやいやそうではないですね。説明のもとにおいて皆さんのご意見を伺う。

○高木委員：

私としては前回は前提として一般職のがあるから、それをもとに特別職を。

○浅川会長：

思料してと書いてありますね。

○高木委員：

そう。資料は確かにいっぱい出てきたけれども、それをもとにもっと時間を掛けてやると思うのですね。確かに基礎資料として最初から一般職と特別職の資料は出てきたけれども。だけど資料は見せたからそれでいいでしょ、というのはちょっと早計かなという気がします。

○浅川会長：

見せたからいいとは一言も言っていない。

○高木委員

だけどそれで終わったという言い方だとするとちょっと違うでしょ。それだったら何のために集まったのかという気がします。

○浅川会長：

おっしゃるとおりですよ。もちろん。議事進行役は発言がもっとあればそれはもう1回とは思いますがけれども。

○高木委員：

そこらへんの何か月とかにもっと時間を費やすべきで、それがもしあれでやったというのであれば、ちょっと納得できないのですね。はっきり言うと。結論はいいのですけれどね。

○浅川会長：

結論というのはプロセスがあるわけなのですからけれどね。

○高木委員：

プロセスがちょっと納得できない。

○浅川会長：

いかがでしょうか。今の高木委員の意見に対して。

○高木委員：

皆さんは0.2の意見を言わないのですけれども、それで最初からもう納得しているということによろしいのでしょうか。

○龍委員：

いや、だからその0.2という考え方の基本が知りたくて僕は質問しているのです。それで、例えば素人がある意味ではね。数字の0.2とか0.3とか非常に難しい数字だと思うのです。ただ0.2だろうが0.3だろうが今回下げるということですよね。上げるとなるともっと大変なことだと思うのです。0.2という下げるといふその基本的な部分でどう考えればいいのかと思うまして質問しました。

○稲葉委員：

一般職の0.2の引き下げがなされる見通しと書いてあるのですけれども、これは確定されていることなのでしょうか。

○事務局

まだ人事院勧告が出た形のものですから、東京都の人事委員会勧告はそうとなっておりますけれども、一般職についてはこれからです。

○高木委員：

そうすると、前回の審議の中で一般職の方は議会で審議して条例になったからそれで可決されているとお伺いしたのですけれども、それは正式には決まっていないということですか。今の発言だと。

○事務局：

今年度の一般職についてはまだです。これから議会で諮るといふことになります。

○高木委員：

ここで審議したのも、当然この後議会で諮るわけですよ。

○事務局：

はい。

○高木委員：

まあいいです。私としては、一番大切なものを決めるのに、各委員が皆さんそれで本当に納得した形で十分審議を時間を費やしてやったという認識ならそれはそれで結構です。ちょっと私は十分に審議したとはいえないような気がしているだけで。

○浅川会長：

そういう意見が出ましたが、他の方々はいかがでしょう。

○蓮見委員：

そうですね。私もいきなりこれを送られた時には唐突な感じは受けましたよね。

○高木委員：

そう。だれがこれを決めたのと言いたかった。

○蓮見委員：

でもまあ、なんとなく高木委員が言われるとおり、結論はこの間もお話した人事院勧告に沿うのが理想なんだろうかなということから捉えればまあ0.2カ月分という数字は妥当なんだろうなあと思いますけれども。確かに言われるとおり審議が少し足りなかったと。

○高木委員：

結論からするとね、そうなるかなと思うのですけれどもね。きちんと審議した上で決めたいという気がするのです。

○蓮見委員：

でもまあ結論的に言うと人事院勧告という、頭の中にそれがあったものですから。

○浅川会長：

今日は2回目の会議ですから、一応こういう案が出てきていると。0.20という数字が前にもお話したように案として出てきていますから、改めてご審議いただくと。

○高木委員：

これも私思うのですけれど、2回目の会議をやって、皆さんがいろいろ意見を尽くして、その最後の中に実はこういう案があるのですけどこれでどうでしょうかと出るのはいいのだけれど、1回目は顔合わせみたいなやつで2回目に唐突で結論が出てくるならこんな会議いらないだろうと思いますけれどもね。はっきり言って。ちょっとこれ失礼だろうという気がしますね。この結論の案は。だって何もろくに審議もしないでこんな結論が最初から出るならわざわざ今日来る必要ないでしょ。ちょっとこれは失礼だと思いますね。2回目の今日の会議でいろいろ意見を出して論議してまあ最終的にこういう案だ。だとすればこういう案の答申でいいのでしょうか。最後の最後にこういう案があるのですけど、会長から提案されるならまだ納得がいくのですけれど。2回目の会議を何もしないうちからこれ送られてきたら今日来る必要ないだろとなりません。ちょっとそれは失礼だなと思うね。

○浅川会長：

じゃあ、今の意見を踏まえると、今日も引き続き審議をと、もちろんそうなっていますからね。

○高木委員：

でもこれじゃ審議もへったくれもないよね。

○浅川会長：

そうは思わないですね。そうするといつまでたっても数字が出てこない恐れがある。

○高木委員：

だからこれは審議したあと出るべきだよ。

○浅川会長：

私の考えとやり方の意見が違いましたがいかがでしょうか。皆さん方にご意見を伺って。まだ今日は2回目の審議ということですから。

○山内委員：

私は個人的にはですね。第1回目で特別職等の報酬をどの程度引き下げるかということについて議論が始まっていたというふうに理解していたので、最後の結論のほうで皆さんが0.2引き下げるということで特に意見がないということでこの審議会の会の意見として0.2下げるということで決定したというふうに個人的には理解していました。その上で最後に会長がですね。私の方で案文をまとめます。この決定に従って答申案の案文をまとめますので一任していいですかとお聞きした上で作ったので。

○高木委員：

それは私としてはわかるのだけれども。

○山内委員：

その答申案を一任してよろしいということで案を作ったので今回会長はその一任された形で作った案を提示したということであって、特にそういう流れの驚きというのはなかったのです。

○高木委員：

私が聞いた時には、会議の流れのやり方としてここで審議をして、審議をして決まった答申については会長として意見をまとめてという形。だからこの会議、例えばもっと長い10回なら10回の会議がありますよね。10回あるとすると第1回でこういう流れでやりますという説明の中のものだと思っていたのです。だから当然第1回の会議でこういう会議の流れの運営をして結論については会長がある程度まとめて答申をしますと。ついでにはその中で2回、3回、4回、5回とやっていって、まとまったものを会長の意見としてやりますというその会議の流れの説明として理解していたのですね。ですからあれは確かに会長が結論としてやるというのは申し訳ないけど他の委員会の時もそうでしたよね。

○浅川会長：

前の会ではそうでした。

○高木委員：

私は最初の説明というのは、あくまでもこの会議の運営の説明をしていると理解していました。ですからあれで結論が出たとは思っていません。だから当然のことながら、第1回目としては事前説明というかだいたいの環境説明で、私わからなかったのでいろいろ質問をしまして、基本的にはきちんとした会議というか皆さん委員の意見を聞いているとは思っていない。ですから当然今日いろんな意見が出てくるのかなと思ったのです。

○浅川会長：

まあ、前日も審議ということですから意見として承らなくてはならないと思いますよ。単にこれからこうやるからという説明で終わったということではないですね。

○高木委員：

当然私としては、基礎資料を充足していたように思っていたのです。まあいいです。ただ皆さんがこれで十分審議を尽くしたという理論ならそれはそれでいいです。

○浅川会長：

他にいかがいたしましょうか。

○蓮見委員：

会の進め方としてはおそらく報酬等審議会で諮問の内容に答えられるというのは0.2ヶ月という数字ではなくて、0.2カ月でいいですかという内容も含めて、はたして0.2カ月に沿うのか、あるいはそれが0.2カ月でいいのか、0.3カ月でいいのかという範囲の諮問だと思いますので。そこらへんの意見を皆さんに聞いてみてもよろしいのかなという気がしますけれど。

○浅川会長：

もちろん答申案になっていますから、0.2というこれを中心に、もちろん審議の2回目ですからご意見を伺うというのは当然ですね。

○蓮見委員：

それでここから私の意見ですけれども。確かに高木委員が言われるとおりの議論が尽くされていたとは思わないですけれども、ある程度前回の原田委員のいろいろな説明の中で、人事院勧告が市の職員の数字を決めていく目安になっているというのがありましたので、その数字に沿った形でやっていくのがいいのかなと。それが0.2カ月なら私は0.2カ月でもいいのかなというような意見を持っていましたけれども。確かに言われたとおりの数字がどうかといわれる議論は少なかったかもしれないですけど、人事院勧告に沿った形でやるというのが一番妥当だと思ったのでこれはこれでというような私は気もしていた。唐突で答申案というのはあったかもしれないですけど。数字的には私はこれでいいと思っています。

○龍委員：

私はですね。最初に言ったように、都の人事院勧告に右へならえ的な形があまりにも

目立ち過ぎる。例えば0.2という数字が出てきても、それは職員に対してであってなぜ市議会、市長が全て右へならえなのかですね。ちょっとわからない。

○浅川会長：

右にならえがよくわからない。確かに一般論としては素朴な質問ですね。他の市町村は大まかにいうといかがですかね。まあ、原田委員の話ですとそういう主旨の話もありましたね。

○事務局：

こちらの資料にもありますけれど、26市の特別職の期末手当調の中で、右へならえではないですけれど、職員の給料と連動した形で特別職の期末手当を決定している市が多いということはあります。

○浅川会長：

今のことで補足事項はありますか。

○事務局：

結果的に言いますと右にならっているわけなんです。それは市の職員との均衡を保つという考えから、引き下げられた時は同じ額を直ちに引き下げて、引き上げられた時は同じ額を1年遅れて引き上げるのがこれまでの西東京市のやり方になっているわけです。ただ、これはいわゆる一般的なルールについてお決めいただいておりますので、このようにしておりますけれども、例えば市に何らかの事情があって、それで市長として自らの給料を例えば何パーセントカットするとかですね、そういったことも時々行っていることで、それにつきましては、審議会にお諮りしてやるのではなくて、市長の責任でやる。そういう決め方になっているのです。

○龍委員：

いわゆる全てが右へならへならいいのですけれども、例えば最初の基本的な給料ですよ。それは例えば議員と職員と全然違うわけですよ。あとから出てきた0.2とか20パーセントとかそういうのは右へならえでね。そこがピンとこない。

○事務局：

昨年この審議会でも特別職の報酬をどういふようにすべきか長時間、時間を掛けてご審議をいただきました。その時に審議会でお決めいただいたのは、特別職の報酬を一般職との割合で決めていきましょう。具体的に言えば部長職の最高の人1点何倍ですとか、市長の場合は1.5ですとか、そのような段階を踏んで役割ごとに決めていましょうというように考えをいただきまして、一旦報酬について整理をされております。今年度につきましては、従って期末手当の分を一般職との均衡を保つ意味でということと諮問がなされたわけです。

○龍委員：

均衡を保つという意味では、最初から1.5倍とか、そうしたら0.2にもその違いも生かすのが本当なんじゃないかなという気がするのです。

○事務局：

そうしますと、例えば市長が1.5倍であれば、市長の期末手当は私共の1.5倍。

○龍委員：

そうですね。もっと減らしていいのではないか。0.2という数字が出ますよね。それに対していわゆる1.5倍。基本的な考え方がそうであれば。

○事務局：

期末手当の考え方というのはベースとなる我々で言いますと給与、市長もそうですけれども。その何月分という考えですので。何月分を今、市長と私共ではまあ議員も含めてですけれども、同じ率を使っているのです。今委員のおっしゃるのは、そうじゃなくて率も例えば1.5倍にしるとか、ということというように理解してよろしいですか。

○龍委員：

そうですね。マイナスの時にはですね。

○事務局：

プラスマイナス同じですから。

○龍委員：

そのほうが均衡を保つのではないですか。

○事務局：

そうしますとかなり拡大するように思いますけれども。

○浅川会長：

そうですね。数字から言うと均衡を保つかもされないけれども、今言ったように拡大するかもしれませんね

○高木委員：

私自身は別に0.2という数字についてどうのこうのいうつもりはないのですけれども、一般的に考えてみると都の人事委員会勧告の基礎資料というのが50人以上の大きな会社の民間をベースとしてそれを加味している。そうすると多摩地区の西東京市とか今回東久留米市も事業仕分けみたいな財政がひっ迫しているということで喫緊にいろいろやっているみたいですが、そのような感じで多摩地区においては人事院勧告の基礎資料となるような民間の大きな会社が西東京市とか東久留米市にどれだけあるのだろう。そうすると人事院勧告はこういうふうにしたからというのがはたして地域格差としてみて多摩地区の市において連動してやるというのは景気のいい時代の頃は良かったのでしょうか、こういうふうには財政がひっ迫した不景気が今後どうしても続くという情勢の中においては国の人事院勧告や都の人事委員会勧告があるからという今言われたそのままというのはいつとは言わないでしょうけれども限界には来ているのではないかと。ですから今回については反対する気はないのですけれども、これも限界だと思いま

すけれども。いずれはその地区に合った。

○浅川会長：

そういうことを考えなければならないという時期に来ていると。

○高木委員：

難しいでしょうけれどもね。もう当然そこにきていると思いますけれどもね。いわゆる負担能力がないわけです。

○浅川会長：

まさに市民感情の素朴な話が出てきています。いずれそういうことを含めて市で制度化をしていかなければならないということなのでしょうね。

○高木委員：

数値は難しいでしょうけれどもね。

○浅川会長：

でもそうしないと結論は出ないでしょうね。

○高木委員：

どれが妥当かの数値は難しいでしょうけれどもね。

○蓮見委員：

基本的にはいずれ特別職の方がリーダーシップをとってそういう方向を考えていってもらわなくては困ることなのでしょうけれどもね。

○高木委員：

まあ、いずれかではなくてそういう時期に来ているのですけれどもね。

○浅川会長：

他には今のことに関連していかがですか。

会長案として一応送らせていただいて、それをもとに今日のご承認を得るかどうかというそういう2回目の審議に入っているつもりでございましたが。

○蓮見委員：

今の話の中で、0.2カ月ということによろしいということになればこの文面になるのかなという気がします。

○浅川会長：

それは皆様方の賛同を得るかどうかというこういうことですから。

答申案としてご一任いただいたと前回の議事録にも書いてありますけれども。それに基づいて資料を作って送ったとこういうことです。どうしましょう。今のことに付随して、どのように会を進めていけばよろしいでしょうか。

○椋島委員：

先ほど言われたように、個々に聞いたらどうですかということもありましたので、個々に聞くという方法もあるでしょうし、今かなりの意見が出て、その中でもなんとなくみんなの中ではもっと審議したいのだけれども、でも心の中には0.2でいいかなとそんな感じのご発言も出てきましたので、そのあたり個々に伺われるなり、じゃあもう一同でいいですかと。

○浅川会長：

誘導するつもりは一言もありません。今、貴重な、個々のご意見を伺っていけばそれは自ずからある方向性に行くということですから、どうしましょうか。では自主的にこれをどのような形で取り扱うか。0.2という数字をもとにお話しをいたしましょうとこういうことにしましょう。

○龍委員：

0.2という数字をもとに意見をというのは非常に難しい。逆に0.2下げるということですからもちろん賛成なのですが、0.2下げることには反対の人が意見を言えばいい。

○浅川会長：

まあそういうことですね。僕が言ったのはそれについて賛成、反対さまざま、どちらでもいいという方もいらっしゃるでしょうし、そういう意見を伺いたいということです。

○山内委員：

私は先ほど申しましたように、前回の審議の中で皆さんの意見を聞いて、最終的に0.2下げるという結論になったと理解しておりましたので、もちろん今日の結果を踏まえても今回の人事委員会勧告を踏まえて0.2下げるということで個人的には納得をしております。

○稲葉委員：

私も0.2引き下げるということに特に反対ということはないです。賛成です。

○椋島委員：

私も0.2カ月ということで、これは流れだと思っておりますけれども、前回報酬等審議会の会議日程の中に今回11月中旬から市議会が開かれるので、それに合わせていただくような形でということで、できれば11月の頭には結論を出してほしいとか答申をいただきたいという説明もありましたので、当然第1回目ではほぼその部分については、この案の流れに沿った進め方をやっていると理解しておりましたので先ほど山内委員がおっしゃったような同じ理解の仕方をしておりました。

○浅川会長：

そうすると皆さんこの原案に賛成していただけたと理解してよろしいでございますね。

○高木委員：

流れとしてはそういう数字に落ち着くだろうというのは最初の資料の提示から皆さん心ではわかっているし、私もその数字について反対はしないのですけれども、あまりにも感覚として最初から前提ありきだったので非常に何だか納得できないということなのです。やはりもうちょっとせっかく委員として選ばれて発言を言う機会があるというならばやはり一般市民の背中も考えた上で意見を言いたい部分があるわけですね。背中に他に発言できない人がいっぱいいるわけなのですからあまり最初から結論ありきというのはちょっとやはりまずいだらうと。

○浅川会長：

いやいや、そんなつもりはありません。前、確かに高木委員と8回やりましたね。あのイメージがあるとすれば。

○高木委員：

そうそう、そのスケジュールで考えていました。最初からエーもう結論出ちゃったのというのが非常に納得できなくて。それと同じことを言いますけれども、ここの席で言えない人がいるわけですから。あまり最初からこの結論ありきで何も審議しないでこの数字でいいでしょうと短絡的に決めてしまうのはあまりに市民に失礼な気がして。もうちょっと時間をじっくり審議して。多分一小市民としてみると大きな結論を変えることは力不足になるかもしれないですけど。言うことは言っておきたいという気がしたわけです。数値としては別に反対はいたしません。

○浅川会長：

去年は8回でしたか、けんけんがくがくの思い出がありますね。今回は期末手当ということですが、過去の期末手当に関する審議会では、何回くらい会議をやっているのですか。

○事務局：

ほぼ、1回か2回くらいですね。期末手当のみの諮問という形であれば。

○浅川会長：

そうすると、期末手当ということについては、割合短い会議で答申が出ていると解釈していいですか。答申案ということになるのですが、いかがでしょうか。数字をもう一度いいますと、期末手当については、現行4.15月の支給割合を年間3.95月とする。こういうことで答申案を作ってまいりましたが、一応これでよろしいというご承認を得るということで、得なければ答申も何もできませんから。よろしゅうございますか。

(「はい。」という声あり)

そうすると、市長に答申をしなければなりません、OKということになりましたから、会長と職務代理にご一任をいただくことになります。あと市長のスケジュールがあるわけですね。市長のスケジュールと調整をして、できるだけ早い時期に答申をしたいと思っておりますけれども、それでよろしゅうございますか。

(「わかりました。」という声あり)

では、現在、市長は職務多忙でいらっしゃいますから、不在ということで、今のことについて、会長と職務代理にご一任いただくということにさせていただきます。市長のスケジュールと調整をする。そしてできるだけ早く皆さん方から同意をいただきましたこの件について早い時期に答申をしたいと思えます。それでよろしゅうございますね。

(「はい。」という声あり)

では、市長への答申については、会長と職務代理にご一任ということにさせていただきます。他に何かございますか。

○事務局：

会議録なのですが、第1回の会議録の修正がございましたので修正したものと、今回第2回の会議録を作成しますけれども、この点についてお諮りいただきたいと思えます。

○浅川会長：

今の件いかがいたしましょうか。第1回については修正をしたものを、第2回についてはいかがいたしましょうか。

○高木委員：

郵送してもらって、もし意見がある人は事務局に連絡するというところでよろしいのではないですか。

○浅川会長：

お時間をいただいて、ご自宅に郵送しますので、何かあったら意見を付け添えてご連絡をいただいて修正をすると、こういうことでよろしゅうございますね。

それでは、平成22年度西東京市特別職報酬等審議会を終了させていただきたいと思えます。ご協力ありがとうございました。どうもお疲れ様でございました。